

境川・猿渡川流域水害対策計画

平成 26 年 3 月 25 日

(平成 30 年 10 月 5 日一部変更)

愛知県 名古屋市 刈谷市 豊田市
安城市 東海市 大府市 知立市 豊明市
日進市 みよし市 東郷町 東浦町

総 説

近年、我国においては、都市における河川流域の開発が急速に進展し、これに伴う洪水の流出形態の変化と氾濫原における人口、資産の集中とあいまって、各地で河川災害が頻発し、多くの貴重な生命、財産が失われている。

境川・猿渡川流域においても、昭和 30 年代後半からの流域の開発による流域の保水・遊水機能の低下と洪水流出量の増大等により、水害の危険性が増大し、また、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが極めて困難な状況となった。

このため、昭和 57 年 7 月に愛知県と刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町で構成する「境川流域総合治水対策協議会」を設置、昭和 58 年 8 月には「境川流域整備計画」を策定し、治水施設の整備を早急を実施するとともに、流域が従来から有している保水・遊水機能の維持、増大を図る方策を広く流域関係機関の合意のもとに推進し、洪水時の被害軽減策をも含めた総合的な治水対策を講じることとし、その後、この計画に基づく総合治水対策により、河川改修と併せて多くの防災調整池が設置されるなど、境川・猿渡川流域の治水安全度は向上してきた。

しかしながら、平成 12 年 9 月の東海豪雨により甚大な浸水被害を受け、現状の河川・下水道・流域の施設では、十分な安全度に達しているとは言えない状況にあることが改めて認識された。

また、流域整備計画策定から約 30 年が経過し、従来までの総合治水対策では流出抑制施設の法的な位置付けが明確でなかったこともあり、当時の計画で想定していた土地利用状況及びこれに対応すべき施設整備状況に差異が生じてきており、浸水被害防止への新たな取り組みが必要となっている。

そのため、平成 17 年 5 月には、名古屋市、東海市、日進市を加え、流域内すべての市町を構成メンバーとし、組織の拡充を図ることとした。

また、都市化の進展が著しい境川・猿渡川流域では、河川のみ対策または下水道のみの対策だけでは浸水被害を防止することに限界があることから、平成 24 年 4 月 1 日に特定都市河川及び特定都市河川流域の指定をし、今後、さらに流域での連携を強化し、浸水被害対策を実施していくこととした。

本計画は、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、河川管理者・下水道管理者及び流域内の地方公共団体が共同で策定する浸水被害防止を図るための計画である。今後は、本計画に従い、水害に強いまちづくりを目指し、流域の治水安全度の早急かつ確実な向上を図るものである。

なお、計画期間中において、本計画の実施に関して流域関係機関において継続して協議を行うものとする。

目 次

第1章 特定都市河川流域の現状と課題	1
第1節 流域と河川、下水道の概要	1
第1項 流域の概要	1
第2項 河川の概要	5
第3項 下水道の概要	11
第2節 流域の浸水被害の状況	12
第3節 治水対策の沿革と現状の課題	14
第1項 総合治水対策の沿革	14
第2項 現状の課題	14
第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	16
第1節 基本的な考え方	16
第2節 流域水害対策計画の目標	18
第1項 計画対象区域及び計画対象期間	18
第2項 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を 防ぐべき目標となる降雨	20
第3節 流量分担に関する考え方	21
第3章 特定都市河川等の整備に関する事項	22
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所	22
第4章 特定都市下水道の整備に関する事項	24
第5章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害 の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	26
第1節 河川管理者、下水道管理者以外の者が行う流域対策	26
第2節 浄化槽の雨水貯留槽への転用等	26
第6章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設等の操作に関する事項	27
第1節 基本的な運転操作のルール	27
第7章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	28
第1節 防災情報の事前周知	28
第1項 都市洪水想定区域	28
第2項 都市浸水想定区域	28
第3項 洪水・内水ハザードマップ	28

第2節	洪水時及び災害発生時の情報収集・伝達	28
第3節	自助行動できる住民づくり	28
第4節	浸水被害の常襲地への対応のあり方	29
第8章	その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	30
第1節	流域水害対策計画の推進及び弾力的運用	30
第1項	流域水害対策計画の推進	30
第2項	流域水害対策計画の弾力的運用	30
第2節	総合治水対策の普及	30
第3節	モニタリング	30
第1項	事業の進捗状況	30
第2項	流域内の開発状況	30
第3項	雨水貯留浸透施設の整備状況	30
第4項	排水調整の実施状況	31
第5項	浸水被害拡大防止対策の状況	31
第4節	計画の見直しに関する事項	31
第5節	流域対策のための継続的な課題に関する事項	31
第6節	住民等による対策の促進に関する事項	32

(注)

本計画は、平成30年10月5日に一部整備計画の変更を行いました。計画の対象期間は当初計画策定から概ね30年間のまま変更ありません。